

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は、暴力団対策法の賞揚等の規制、損害賠償等の妨害行為の規制、暴力排除活動の促進を解説します。
◎当県民会議は、警察や弁護士会など関係機関・団体と緊密に連携を図りながら活動しています。
◎「暴力団に困っていませんか？」ほとんどの人が、自分は暴力団と関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わるか知れません。大切なことは、暴力団等からのアプローチを受けた場合は、一人悩まず警察や当県民会議、弁護士会などに一刻も早く、相談することです。「困ったら、悩んだら、勇気を持って」相談してください。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

12 対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制(法30条の5)

対立抗争等における暴力行為により刑に処せられた指定暴力団員に対し、その指定暴力団員が所属する指定暴力団の他の指定暴力団員が賞揚・慰労の目的で金品等を供与するおそれがある場合、公安委員会は、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に、当該金品等を供与すること、又はこれを受けてはならない旨の命令を発することができる。「事例 ～ 指定暴力団A会とB会との対立抗争でB会事務所で爆弾を使用したA会傘下組織組員に対し、A会の暴力団員から出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品の供与を受けてはならないことを命じた(賞与等禁止命令発出)。」

13 損害賠償請求等の妨害行為の規制(法30条の2から法30条の4)

指定暴力団員が、損害賠償請求や事務所撤去のための請求をし、又はしようとする者やその配偶者等に対して、不安を覚えさせるような方法で請求を妨害する行為を禁止し、その違反者又は違反のおそれがある者に当該行為をしてはならない旨の命令を発することができる。

【禁止行為の具体例】○ つきまとう ○ 執拗に電話をかける ○ 行動を監視していることを告げる
「事例 ～ 指定暴力団A会組織幹部が、警察官等を装い、高齢者2名からキャッシュカードを盗み取り、現金262万円を引き出して窃取した事件について、被害を受けた高齢者2名が指定暴力団A会幹部に対して損害賠償請求訴訟を提起したところ、同幹部に対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害することなどをしてはならないことを命じた(請求妨害防止命令発出)。」

14 暴力排除活動の促進(法32条)

- (1) 第3項関係 ～ 国及び地方公共団体は、事業者・国民又はこれらの者が組織する民間団体が自発的に行う暴力排除活動の促進を図るために必要な措置を講ずる。「具体例 ～ ○暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当要求の情報の提供 ○暴力団員による不当な行為への対処方針・方法に関する助言や指導 ○業種や地域の別に応じた組織的な活動を行うことについて助言や指導 ○各種の暴力排除活動に関する行事に対する協力や支援 ○暴力排除活動に関する知識の普及と思想の高揚を図る広報啓発」
- (2) 第4項関係 ～ 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組めるよう、その安全の確保に配慮する。「具体例 ～ ○暴力団等による被害を受けるおそれのある者を・保護対象・に指定して危害行為の未然防止の措置を推進する ○被害者等に係る住民基本台帳の一部写しの閲覧等の申し出の場合、本人確認、利用目的の審査等を厳格に行う。」